平成２２年（フ）第２８２号
広島県福山市曙町３丁目７番17―301号、旧住所広島県福山市春日町２丁目６番２―310号
債務者　田地野洋子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１１９号
福岡県飯塚市横田760番地１横田ハイツ112、前住所福岡県飯塚市潤野971番地119
債務者　高橋　隆雄
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２５３号
北海道苫小牧市日吉町４丁目６番15号
債務者　千葉留美子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０８３号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目24番28号　メゾン留ケ谷203号
債務者　佐々木京子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９９号
仙台市青葉区中江１丁目12番16号　ＶＥＧＡ21―102
債務者　二郷　大志
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３４号
仙台市太白区金剛沢１丁目32番32号
債務者　鈴木智香子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７８号
仙台市宮城野区福田町１丁目６番10―403号
債務者　日野　澄男
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
福島県相馬市中野字寺前246番地の６メープルハウスＱ号、旧住所福島県相馬市新沼字刈敷田17－３－１―404
債務者　金澤　里美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１２２号
群馬県みどり市笠懸町阿左美674番地16　岩田道夫方
債務者　川嶋満里子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１１６２号
千葉市中央区都町1264番地の２　都町リハイムＡ棟310号
債務者　佐藤　清美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９１号
千葉県船橋市習志野１丁目13番30号　ミヤビハイツ１号
債務者　小澤　香織（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６４号
千葉県船橋市夏見台３丁目16番28号サンハイツ101号
債務者　河内　裕子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８１号
東京都江戸川区上一色３丁目19番６号、破産申立時の住所千葉県船橋市前貝塚町588番地１　アンビシャスヒル船橋613号
債務者　田中　陽子（旧姓永嶋）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８６号
千葉県市川市真間２丁目18番８号　ピュアハウス真間102号
債務者　岩下　広幸
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２９５号
千葉県市川市下貝塚２丁目34番25号　ミキハイム下貝塚Ｃ201号
債務者　山下　芳郎
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１号
富山県下新川郡朝日町草野49番地１
債務者　角丸　拓郎
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第３４号
富山県魚津市大海寺野684番地25
債務者　今井　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　富山地方裁判所魚津支部